

## 令和6年度 第1回 湯梨浜町農業委員会総会議事録

開催年月日	令和6年4月15日(月)午後3時00分			
開催場所	湯梨浜町役場別館 第3会議室			
出席委員(12名)	1番 土海 政信 委員	2番 下田 健一 委員	3番 尾川 寛信 委員	4番 山田 隆雄 委員
	5番 長谷川 誠一 委員	6番 山下 和子 委員	7番 渡邊 由佳 委員	8番 清水 武敏 委員
	9番 横川 力 委員	10番 中村 弘明 委員	11番 蔵本 孝広 委員	12番 山上 真治 委員
欠席委員(0名)				
出席推進委員(8名)	13番 赤井 保 推進委員	14番 河井 勝重 推進委員	15番 松本 勝男 推進委員	16番 山本 正義 推進委員
	17番 伊藤 文夫 推進委員	18番 岡本 章 推進委員	19番 音田 孝好 推進委員	20番 倉本 哲男 推進委員
欠席推進委員(0名)				
職務のため出席した職員	事務局長 吉野 和男 副主幹 中村 武史			
提案議案	第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請について 第2号議案 農地法第5条の規定による許可申請について 第3号議案 非農地の現況証明について 第4号議案 農用地利用集積計画の決定について 第5号議案 農用地利用集積等促進計画の策定について			
報告事項	第1号 水田の畑地変換届について 第2号 公共工事の施工に伴う附帯施設設置に係る農地転用報告について			

日 程	発 言 者	発 言 の 要 旨
<p>1 開会</p> <p>農業委員会憲章 唱和</p>	<p>事務局</p> <p>横川委員 事務局</p> <p>長谷川会長 事務局</p>	<p>それでは定刻となりましたので、ただ今から令和6年度第1回農業委員会の定例総会を開会します。</p> <p>はじめに、農業委員会憲章の唱和を行いますので、皆様ご起立をお願いします。本日の先導役は、議席番号9番の横川 力 委員です。よろしくをお願いします。</p> <p>(農業委員会憲章の唱和)</p> <p>ご着席ください。</p> <p>それでは開会にあたりまして、長谷川会長からごあいさつをいただきます。</p> <p>(長谷川会長あいさつ 中略)</p> <p>ありがとうございました。それでは、本日の出席者報告を致します。</p> <p>農業委員の現員数12人に対し、ただ今の出席委員は12人であります。農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定に基づき、出席者が定足数に達しておりますので本総会が成立することを報告します。</p> <p>次に会議の議長ですが、湯梨浜町農業委員会会議規則第4条第1項の規定により、会長が議長となります。それでは、長谷川会長より進行をお願いします。</p>
<p>2 議事録署名委員の指名</p>	<p>長谷川会長 (議長)</p>	<p>日程2.「議事録署名委員の指名について」を議題と致します。このことについてお諮りを致します。本案件につきましては、湯梨浜町農業委員会会議規則第23条第2項の規定により、議長において指名することにご異議はございませんか。</p> <p>(「異議なし」の声)</p> <p>異議なしと認めさせていただきます。それでは議事録署名委員には、9番の横川 力委員、10番の中村弘明委員、両名の方を指名させていただきますのでよろしくお願い致します。なお会議書記におきましては、事務局にお願いを致します。</p>
<p>3 報告事項</p> <p>第1号 水田の畑地変換届について</p>	<p>(議長)</p> <p>事務局</p>	<p>日程3.報告事項に移ります。報告事項第1号「水田の畑地変換届について」を説明してください。</p> <p>本冊2頁です。</p> <p>報告事項第1号「水田の畑地変換届について」を説明します。</p> <p>次のとおり、水田の畑地変換届出書が提出されたので報告するものです。</p>



<p>4 議事 議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について</p>	<p>(議長)</p> <p>事務局</p> <p>(議長)</p>	<p>をしてください。</p> <p>それでは無いようですので、以上で報告事項は終わります。</p> <p>次に、日程 4.議事に移ります。議案第 1 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」を議題と致します。なお、本議案については、農業委員会等に関する法律第 31 条第 1 項の規定による議事参与の制限がございます。議席番号 10 番の中村弘明委員から申請のあった申請番号 1 について、審議いたしますので、議席番号 10 番の中村弘明委員は退席してください。</p> <p>(議席番号 10 番の中村弘明委員 退席)</p> <p>中村弘明委員の退席を確認しましたので、審議を続けます。議案第 1 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」、説明してください。</p> <p>4 頁をお願いします。</p> <p>議案第 1 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」を説明します。</p> <p>次のとおり、農地法第 3 条第 1 項及び同法施行令第 1 条の規定による許可の申請があったので、これを許可することについて、本委員会の議決を求めるものです。</p> <p>(資料は 4-1 頁)</p> <p>番号 1 譲渡人は、倉吉市下田中町●●。譲受人は、藤津●●。土地の所在、大字光吉——。もう 1 筆、大字光吉——。地目は、2 筆とも台帳・現況・利用状況 いずれも田。面積は記載のとおりです。権利取得後の経営面積は 2,084 アールで、贈与による所有権移転です。</p> <p>この 2 筆の田は、現在は利用権設定により、譲受人が水稻栽培をされています。譲渡人が父親からの相続により、自己所有地となったものの、今後維持管理していくことは困難であると判断され、処分したいという意向により、現在の耕作者である譲受人に贈与されるものです。</p> <p>頁をめくっていただき、4-1 頁が航空写真の位置図で、左側に赤色で囲っている箇所です。1 と示しているのが——番、その右側 2 と示しているのが——番で、現況は一枚の田になっています。</p> <p>以上、申請につきましては、労働力の状況、通作距離などをみても問題がないことから、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件を満たしているものと考えます。説明は以上です。</p> <p>説明が終わりました。これより質疑を行います。議案第 1 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」、皆さんから質疑はございませんか。</p>
--	------------------------------------	---

<p>議案第 2 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について</p>	<p>(議長)  事務局</p>	<p>質疑がないようですので、質疑は終結し、これより採決を行います。議案第 1 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」、原案のとおり認めることに賛成の委員の挙手を求めます。</p> <p>《全員挙手》</p> <p>全員の方が挙手であります。よって、議案第 1 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」は、原案のとおり決定といたします。</p> <p>それでは、退席している中村弘明委員に入ってください。</p> <p>(議席番号 10 番の中村弘明委員 着席)</p> <p>それでは、中村弘明委員の着座を確認しましたので、審議を続けます。</p> <p>次に、議案第 2 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」を議題と致します。説明してください。</p> <p>本冊 5 頁です。</p> <p>議案第 2 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」を説明します。</p> <p>次のとおり、農地法第 5 条第 1 項の規定による許可の申請があったので、これを鳥取県知事に進達することについて、本委員会の意見を求めるものです。</p> <p>(資料は、5-1 頁～5-7 頁)</p> <p>番号 1 土地の所在、大字上浅津——。地目は田、転用面積は 516 m<sup>2</sup>です。転用計画の用途は住宅用地。施設概要は建売住宅 4 棟の建築です。建築面積は 255.38 m<sup>2</sup>です。譲受人は、倉吉市伊木——、株式会社●●。譲渡人は、神奈川県川崎市の●●です。</p> <p>契約内容は、売買による所有権移転。立地基準の判定に係る農地区分は、第 3 種農地。区分決定根拠は、住宅等が連たんする区域内です。許可根拠規定は、第 3 種農地であるため原則許可です。都市計画区分は非線引きの都市計画区域内で、公共投資有です。</p> <p>事業内容は、後で位置図等を見させていただきますが、申請地の東側に隣接する宅地部分を含めて建売住宅 4 棟を建築するものです。表土を 10 cm すき取り、40 cm の盛土造成を行います。また、申請地の北側、西側、南側の一部にはコンクリートブロック壁を設置され、土砂の流出を防ぐ対策を取るものです。農業振興地域整備計画において農用地除外済み。土地改良区の意見書が添付されています。隣接に耕作地はありません。</p> <p>頁をめくっていただき、5-1 頁が航空写真による位置図で、右上付近に赤色で囲っている箇所です。その右、東隣りの青色で囲っている地目は宅地で、同じ地権者です。この 2 筆を併せて 4</p>
---	--------------------------	---

		<p>棟の建売住宅を建築されるものです。次の 5-2 頁が現地の写真です。2 枚とも申請地の南側の町道側から撮影しています。上の写真は南東側から、下の写真は南西側から撮影したものです。次の 5-3 頁が公図です。縦に見ていただきますが、申請地は黄色で囲っています。水路は青色、道路は茶色で示しています。</p> <p>次の 5-4 頁の土地利用計画図（1）をご覧ください。転用申請地は、緑色で農地部分と示されている箇所です。建売住宅 4 棟の建築は、黄色部分の宅地——番と併せて計画され、左側から 1 号地、2 号地、3 号地、4 号地の 4 区画です。申請地の南側、町道との間に、2m 程度の水路があります。町道と申請地の区画への進入用に、赤線で示してあります、かけ橋を設置されます。また、申請地の北側、西側、南側の一部にはコンクリートブロック壁を設置され、土砂の流出を防ぐ対策を取られます。この計画図の下に記載がありますが、申請地部分の表土を 10 cm すき取り、40 cm の盛土造成が行われます。</p> <p>次の 5-5 頁、土地利用計画図（2）をお願いします。4 区画の配置図が示されています。敷地内の雨水は、青線で示してありますとおり南側の既存水路に流す計画です。汚水は、赤線で示してありますとおり公共下水につなげる計画です。次の 5-6 頁が 1 号地から 4 号地の建物の 1 階、2 階の平面図です。次の 5-7 頁が 1 号地から 4 号地の建物の立面図ですのでご確認ください。</p> <p>以上、申請につきましては、隣接地に耕作地は無く、周辺への土砂流出の恐れは無く、隣接地に耕作地は無いことから、日照や通風に与える影響も無いことから、周辺の営農条件に支障を及ぼすものではありません。よって、農地法第 5 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件を満たしているものと考えられます。説明は以上です。</p> <p>（議長） 説明が終わりました。引き続き現地調査委員による現地確認の報告をしていただきます。議席番号 9 番の横川 力委員より報告をしてください。</p> <p>横川委員 この転用申請については、雨水や汚水の対策も取られ、土砂流出の恐れはありません。隣接地に耕作地はなく、周辺農地への支障もないことから、この転用計画を認めることについて問題ないことを現地調査委員全員で確認しました。以上です。</p> <p>（議長） 以上で、案件の説明及び現地調査委員の報告を終わります。これより質疑を行います。皆さんのほうから質疑はございますか。</p> <p>河井推進委員 建売住宅 4 棟の 1 号地から 4 号地の配置はどうなっていますか。</p> <p>事務局 5-4 頁を見ていただきますと、西側から順に 1 号地から 4 号地となっています。</p>
--	--	--

<p>議案第 3 号 非農地の現況証明について</p>	<p>河井推進委員 事務局</p> <p>河井推進委員 (議長)</p> <p>(議長)</p> <p>事務局</p> <p>(議長)</p>	<p>現在の農地部分と宅地部分は、ほぼ半々という理解でよろしいでしょうか。</p> <p>ほぼ半々ではありますが、5-4 頁を見ていただきますと、2 号地は全て農地部分、3 号地は宅地部分と農地部分が一部入っているという状況です。</p> <p>わかりました。</p> <p>その他に質疑はございますか。質疑がないようですので、質疑は終結し、これより採決を行います。議案第 2 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」の本案件について、原案のとおり認めることに賛成の委員の挙手を求めます。</p> <p>《全員挙手》</p> <p>全員の方が挙手であります。よって、議案第 2 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」は、原案のとおり意見決定を致します。</p> <p>次に、議案第 3 号「非農地の現況証明について」を議題と致します。まずは、申請番号 1 について、説明してください。</p> <p>本冊 6 頁です。</p> <p>議案第 3 号「非農地の現況証明について」を説明します。</p> <p>次のとおり、農地法第 2 条第 1 項に規定する農地以外のものである証明願いの提出があったので、同法の適用を受けない土地であることの証明を交付することについて、本委員会の議決を求めるものです。</p> <p>(資料は 6-1 頁～6-3 頁)</p> <p>番号 1 申請人は、石脇●●。土地の所在、大字筒地——。地目は台帳 畑、現況 山林、面積は 2,500 m<sup>2</sup>。もう 1 筆、同じく大字筒地——。地目は台帳 畑、現況 山林、面積は 56 m<sup>2</sup>。2 筆とも、20 年以上前から耕作しておらず、山林化したものであります。</p> <p>頁をめくっていただき、6-1 頁が航空写真の位置図です。右側に赤色で囲っています。1 と示しているのが——番、2 と示しているのが——番になります。頁をめくっていただき、6-2 頁が現地の写真です。申請地の南側の県道側から撮影しています。1 と示しているのが——番、2 と示しているのが——番です。ただし、申請地を含めた周辺も山林化しており、明確な境界ラインとなっていないかも知れませんがご了承願います。次の 6-3 頁が公図ですのでご確認ください。番号 1 の説明は以上です。</p> <p>説明が終わりました。引き続き現地調査委員による現地確認の報告をしていただきます。議席</p>
---------------------------------	---	--

	<p>中村委員</p> <p>(議長)</p> <p>事務局</p> <p>(議長)</p> <p>赤井委員</p> <p>(議長)</p> <p>事務局</p>	<p>番号 10 番の中村弘明委員より報告をしてください。</p> <p>この土地は、長らく手が掛けられておらず、木がよく伸びており、農地に復元することは困難な状況です。よって、非農地として認めることに問題はないと現地調査委員全員で確認しました。以上です。</p> <p>質疑は一括して受けます。次に申請番号 2 について、説明してください。</p> <p>再度、6 頁に戻っていただき、 (資料は 6-4 頁～6-8 頁)</p> <p>番号 2 申請人は、光吉●●。土地の所在、大字宇野——。地目は台帳 畑、現況 山林、面積は 1,124 m<sup>2</sup>。もう 1 筆、大字南谷——。地目は台帳 畑、現況 山林、面積は 882 m<sup>2</sup>。2 筆とも、以前は果樹園として利用していたが、20 年以上前から利用をしておらず、現在は山林化しており、再開するのは困難な状況にあるものです。</p> <p>頁をめくっていただき、6-4 頁が航空写真の位置図です。赤色で囲っている 1 と示している箇所が宇野——番、2 と示している箇所が南谷——番です。次の 6-5 頁は、大字宇野——の現地の写真で、近くまで行けない状況にありますので、少し離れた北側から撮影しています。次の 6-6 頁は、大字南谷——の現地の写真で、こちらは道に面した場所になるため、近くから撮影しています。次の 6-7 頁が宇野——番の公図、6-8 頁が南谷——番の公図ですのでご確認ください。番号 2 の説明は以上です。</p> <p>説明が終わりました。引き続き現地調査委員による現地確認の報告をしていただきます。この案件は 2 筆ありますが、1 筆ごと個別案件として取り扱います。報告も 1 筆ごとにお願ひします。議席番号 13 番の赤井 保推進委員より報告をしてください。</p> <p>まず、大字宇野——については、自動車が横付けできる道もなく、長らく手が掛けられておらず、竹や木が伸びている状況で、農地に復元することは困難な状況にあります。よって、非農地として認めることに問題はないと現地調査委員全員で確認しました。</p> <p>次に、大字南谷——については、農道沿いに隣接していますが、こちらも長らく手が掛けられておらず、竹や木が伸びている状況です。農地に復元することは困難な状況にあります。よって、非農地として認めることに問題はないと現地調査委員全員で確認しました。以上です。</p> <p>次に申請番号 3 について、説明してください。</p> <p>再度、6 頁に戻っていただき、</p>
--	---	--

	<p>(議長)</p> <p>横川委員</p> <p>(議長)</p> <p>山本推進委員 事務局</p> <p>(議長)</p> <p>山本推進員 (議長)</p>	<p>(資料は 6-9 頁～6-11 頁)</p> <p>番号 3 申請人は、南谷●●。土地の所在、大字上橋津——。地目は台帳 田、現況 宅地、面積は 148 m<sup>2</sup>。平成元年に農業用倉庫を建築し、現在に至っているものです。</p> <p>頁をめくっていただき、6-9 頁が航空写真の位置図です。左上付近に小さく赤色で囲っている箇所です。次の 6-10 頁が現地の写真、6-11 頁が公図ですのでご確認ください。番号 3 の説明は以上です。</p> <p>説明が終わりました。引き続き現地調査委員による現地確認の報告をしていただきます。議席番号 9 番の横川 力委員より報告をしてください。</p> <p>この土地は、農業用倉庫が建てられており、20 年以上にわたり倉庫として使用されています。これを農地として復元することは困難な状況であり、非農地として認めることに問題はないと現地調査委員全員で確認しました。以上です。</p> <p>以上で、案件の説明及び現地調査委員の報告を終わります。これより申請番号 1 から 3 について、一括して質疑を行います。皆さんのほうから質疑はございますか。</p> <p>非農地になれば、何を置いても良いですか。</p> <p>非農地、農地以外の地目になれば、農業委員会から手が離れるということになります。農業委員会は何も言うことはできません。</p> <p>非農地に何かを置くとなれば、農業委員会ではなく、他の機関から指導が入ることがあると理解してください。</p> <p>わかりました。</p> <p>その他に質疑はございませんか。それでは質疑は無と認め、質疑は終結し、これより採決を行います。議案第 3 号「非農地の現況証明について」、申請番号ごとに採決を行います。</p> <p>まず、申請番号 1 について、原案のとおり認めることに賛成の委員の挙手を求めます。</p> <p>《全員挙手》</p> <p>全員の方が挙手であります。</p> <p>次に、申請番号 2 について、2 筆ございますが、原案のとおり認めることに賛成の委員の挙手を求めます。</p> <p>《全員挙手》</p> <p>全員の方が挙手であります。</p>
--	---	--

<p>議案第 4 号 農用地利用集積計画の決定について</p>	<p>(議長)</p> <p>事務局</p>	<p>次に、申請番号 3 について、原案のとおり認めることに賛成の委員の挙手を求めます。 《全員挙手》 全員の方が挙手であります。 よって、議案第 3 号「非農地の現況証明について」は、原案のとおりに可決致します。 次に、議案第 4 号「農用地利用集積計画の決定について」を議題と致します。なお、本議案については、農業委員会等に関する法律第 31 条第 1 項の規定による議事参与の制限がございます。お諮りをします。議席番号 7 番の渡邊由佳委員、10 番の中村弘明委員、計 2 名の申請の各筆明細、整理番号 12 から 17、以上 6 つの案件を先に分割審議することにご異議はございませんか。 (「異議なし」の声) 異議なしと認め、整理番号 12 から 17、以上 6 つの案件を先に分割審議することとします。それでは、2 名の委員は退席してください。 (7 番の渡邊由佳委員、10 番の中村弘明委員 退席) 2 名の退席を確認しましたので、審議を続けます。議案第 4 号「農用地利用集積計画の決定について」のうち、整理番号 12 から 17、以上 6 つの案件について説明してください。 本冊 7 頁です。 議案第 4 号「農用地利用集積計画の決定について」を説明します。 次のとおり、令和 5 年改正農業経営基盤強化促進法、附則第 5 条の農用地利用集積計画に関する経過措置に基づき、農用地利用集積計画が作成されたので、改正前の同法第 18 条第 1 項の規定により、本委員会の意見を求めるものです。なお、公告予定日は令和 6 年 4 月 15 日です。 (資料は、7-1 頁～7-3 頁) 7-1 頁、農用地利用集積計画総括表をご覧ください。関係戸数は、借人 5、貸人 16。利用権の設定期間は田畑の合計で、3 年以上 6 年未満が 16 件で 42,740 m<sup>2</sup>、6 年以上 10 年未満が 1 件で 1,672 m<sup>2</sup>です。設定作物等面積は、水田としての利用が 32,727 m<sup>2</sup>、転作田としての利用が 2,895 m<sup>2</sup>、普通畑としての利用が 8,790 m<sup>2</sup>。利用権設定面積率は 0.355%であります。 各筆明細は、頁をめくっていただき、7-2 頁、7-3 頁になります。なお、説明は簡潔にさせていただきます。 まずは、分割審議案件です。7-3 頁をお願いします。 整理番号 12、利用権の設定を受ける者、園●●、渡邊由佳委員のご主人です。大字園地内の 2</p>
-------------------------------------	------------------------	--

	<p>(議長)</p> <p>横川委員 事務局 横川委員 (議長)</p> <p>事務局</p>	<p>筆の田を、新規で野菜栽培を5年間、無償での使用貸借です。</p> <p>整理番号13、利用権の設定を受ける者、同じく●●。大字園地内の2筆の田を、新規で野菜栽培を5年間、有償での貸借です。</p> <p>整理番号14、利用権の設定を受ける者、同じく●●。大字園地内の田を、新規で野菜栽培を5年間、無償での使用貸借です。議席番号7番の渡邊由佳委員関連は以上です。</p> <p>次に、整理番号15,16,17、利用権の設定を受ける者、藤津——、合同会社●●です。大字下浅津地内の記載の6筆の田を、新規で水稻栽培を5年間、無償での使用貸借です。議席番号10番の中村弘明委員関連は以上です。</p> <p>以上、2名の「農用地利用集積計画」については、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと考えます。説明は以上です。</p> <p>説明が終わりました。各筆明細、整理番号12から17、以上6つの案件について、これより質疑を行います。皆さんのほうから質疑はございますか。</p> <p>整理番号12,13,14の利用権の設定を受ける者●●は、認定農業者ではありませんか。</p> <p>●●の妻が認定農業者であり、●●は認定農業者ではありません。</p> <p>わかりました。</p> <p>その他に質疑はございませんか。それでは、質疑は無と認めます。これより採決を行います。</p> <p>議案第4号「農用地利用集積計画の決定について」の内、分割審議している整理番号12から17、以上6つの案件について、原案のとおり認めることに賛成の委員は挙手をお願いします。</p> <p>《全員挙手》</p> <p>全員の方が挙手であります。よって、議案第4号「農用地利用集積計画の決定について」の内、整理番号12から17、以上6つの案件は、原案のとおり意見決定を致します。</p> <p>それでは、退席している2名の方に入ってください。</p> <p>(7番の渡邊由佳委員、10番の中村弘明委員 着席)</p> <p>それでは、退席委員2名の着座を確認しましたので、審議を続けます。議案第4号の分割審議以外の案件について、事務局より説明をしてください。</p> <p>分割審議案件以外です。7-2頁をお願いします。</p> <p>整理番号1から9、利用権の設定を受ける者、門田●●です。ほとんどが更新で水稻栽培を6年間、無償での使用貸借ですが、整理番号3の大字埴見地内の田については、期間が10年間と</p>
--	--	--

	<p>(議長) 土海委員</p> <p>山本推進委員 事務局</p> <p>河井推進委員 (議長) 事務局</p> <p>(議長) 事務局</p> <p>河井推進委員 事務局</p> <p>(議長)</p>	<p>なっています。また、整理番号 8 の大字門田地内の田については、有償での賃貸借です。</p> <p>整理番号 10、利用権の設定を受ける者、倉吉市の株式会社●●です。大字田後地内の 2 筆の田を、新規で水稻栽培を 5 年間、無償での使用貸借です。</p> <p>整理番号 11、利用権の設定を受ける者、北福●●です。大字久見地内の田を、新規で大豆栽培を 5 年間、無償での使用貸借です。</p> <p>以上、分割審議以外の案件の「農用地利用集積計画」についても、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしているものと考えます。説明は以上です。</p> <p>説明が終わりました。これより質疑を行います。皆さんのほうから質疑はございますか。</p> <p>整理番号 1 から 9 の利用権の設定を受ける者●●についてですが、田植えが 7 月になってから、草刈はしないなど大変な状況にあります。果樹園も管理できていない状況です。本当に管理ができるか心配です。</p> <p>関連して申し上げますと、現地は大変な状況です。管理ができていません。</p> <p>この度の案件は、更新です。地権者の意向もあつての申請です。事務局としては申請があれば受付し、議案として提出し、最終の判断は皆さんでしていただきたいと思います。ただし、不可となればこの農地をどうするかという問題も出てきます。</p> <p>この申請は更新ですので、私は可とすべきであると考えます。</p> <p>皆さんからの意見は、管理能力がないのに認めて良いのかということだと思えますが、管理ができていないは事務局ではわからないところです。管理ができていないようであれば、農業委員さんのほうで指導していただければと思います。</p> <p>この件は、以前から出ている話して、農業委員さんからも日頃から指導はしていますが、新たな申請が出された場合には、事務局からでも管理はできますかといった確認はするのが良いと思います。</p> <p>参考までに、●●の息子さんは、今後会社勤めを辞めて、農業に専念する方向だと聞いています。田んぼは息子さん、果樹園は●●がされると思います。</p> <p>今の事務局の話しからしてもこの度の案件は、認めてあげるべきだと思います。</p> <p>会長からありましたが、次回からの申請の際には、管理は大丈夫ですかと確認はしたいと思います。</p> <p>今後は申請の際に、事務局からも確認してみるということによろしいでしょうか。また、皆さん</p>
--	---	---

<p>議案第 5 号 農用地利用集積等促進計画の策定について</p>	<p>土海委員ほか (議長)</p> <p>(議長)</p> <p>事務局</p> <p>(議長)</p>	<p>んのほうからも本人に会われたら声掛けをお願いします。この件は以上としたいと思いますが、どうでしょうか。</p> <p>わかりました。</p> <p>その他に質疑はございますか。それでは、質疑は無と認めます。これより採決を行います。</p> <p>議案第 4 号「農用地利用集積計画の決定について」の内、分割審議以外の案件について、原案のとおり認めることに賛成の委員の挙手を求めます。</p> <p>《全員挙手》</p> <p>全員の方が挙手であります。よって、議案第 4 号「農用地利用集積計画の決定について」は、原案のとおり意見決定を致します。</p> <p>次に、議案第 5 号「農用地利用集積等促進計画の策定について」を議題とします。なお、本議案については、農業委員会等に関する法律第 31 条第 1 項の規定による議事参与の制限がございます。議席番号 10 番の中村弘明委員から申請のあった農地番号 1 から 7 について、審議いたしますので、議席番号 10 番の中村弘明委員は退席してください。</p> <p>(議席番号 10 番の中村弘明委員 退席)</p> <p>中村弘明委員の退席を確認しましたので、審議を続けます。議案第 5 号「農用地利用集積等促進計画の策定について」、説明してください。</p> <p>本冊 8 頁です。</p> <p>議案第 5 号「農用地利用集積等促進計画の策定について」を説明します。</p> <p>次のとおり、農用地利用集積等促進計画が策定されたので、農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の規定により、本委員会の意見を求めるものです。</p> <p>(資料は、8-1 頁)</p> <p>次の 8-1 頁の農用地利用集積等促進計画案をご覧ください。</p> <p>農地番号 1 の地権者は、下浅津●●。農地番号 2,3 の地権者は、水下●●。農地番号 4,5,6,7 の地権者は、光吉●●で、土地の表示は、羽合地内の記載の 7 筆の田です。これら 7 筆の田を、中間管理機構を通して、藤津——、合同会社●●に配分を行うものです。水稻栽培を令和 6 年 4 月から令和 10 年 12 月までの 4 年 8 か月間、無償での使用貸借です。説明は以上です。</p> <p>説明が終わりました。これより質疑を行います。皆さんのほうから質疑はございますか。</p> <p>それでは、質疑は無と認めます。これより採決を行います。議案第 5 号「農用地利用集積等促</p>
--	---	--



6 閉会	(議長)	<p>皆さん、ご起立をお願いします。以上を持ちまして、令和6年度第1回湯梨浜町農業委員会定例総会を閉会と致します。お疲れ様でした。</p> <p>(閉会 午後4時45分)</p>
------	------	---